令和９（２０２７）年度横浜国立大学大学院国際社会科学府
博士課程前期 研究生募集要項（各専攻共通）

横浜国立大学国際社会科学府

本学府において特定の専門事項について研究することを志願する者については、教育研究に支障のない場合に限り、選考を行い、研究生としてふさわしいと思われる者（若干名）の入学を許可します。

Ⅰ　募集人員

若干名

Ⅱ　出願資格及び出願要件

各専攻のページをご確認下さい。

出願に際しては、事前に指導教員予定者の出願の同意を得てください。メールアドレスが公開されていない教員と連絡を取る際は、①志願者氏名、②希望専攻名、③教員名、④研究生志願者である旨を明記したメールを大学院学務係（int.gakumu-all@ynu.ac.jp）に送ってください。希望の教員宛に転送します。なお、教員の内諾を得ただけでは、合格とはならないことに注意してください。

Ⅲ　入学の時期と研究期間

原則として１月出願者は４月、６月出願者は１０月とします。

研究期間は、原則として１年以内とします。ただし、１０月入学者は当該年度の３月末日までとします。なお、研究期間の延長については「Ⅸ　研究期間の延長」を参照してください。

Ⅳ 出願手続及び期間

１．出願手続

出願手続等は、入学検定料を納付したうえで、出願書類一式を本学府へ期限内に提出してください。なお、派遣生（外国政府，地方公共団体等が推薦し、費用を負担する予定の出願者）については、随時受け付けます。

２．出願期間

〇春学期入学：２０２７年１月６日（水）～１月８日（金）　（期限内必着）

〇秋学期入学：２０２７年６月２日（水）～６月４日（金）　（期限内必着）

３．提出先

提 出 先：〒240-8501　横浜市保土ケ谷区常盤台７９－４
横浜国立大学社会科学系大学院学務係
Graduate School Affairs Office, Graduate School of International Social Sciences
Yokohama National University
79-4 Tokiwadai, Hodogaya-ku, Yokohama, 240-8501 JAPAN

提出方法は郵送または窓口とします。日本国内からの郵送の場合は書留速達とします。海外からの郵送の場合は EMS 等引き受けや配達を記録できる方法での郵送とします。いずれの場合も期限内必着（日本時間）とします。

①提出の際は「研究生出願提出書類チェック票」にて提出書類に漏れがないか確認のうえ同封して下さい。

②封筒表面に印刷した宛名ラベルを貼付して郵送してください。

４．入学検定料

（１）払込金額：９，８００円

（２）払込期間：出願期間に間に合うように払込をして下さい。

（３）払込方法：次のいずれかの方法で払い込んでください。

A. クレジットカードおよびネット決済の場合

・クレジットカード（VISA・MasterCard・JCB・American Express・MUFG・DC・UFJ・NICOS）・中国銀聯ネット決済により払い込むことができます。
・詳細は本学ウェブサイト「入試・入学」より、「大学院入学検定料のクレジットカードによる払込」をご覧下さい。https://www.ynu.ac.jp/exam/graduate/payment/index.html

B. コンビニエンスストアの場合
・セブン‐イレブン、ローソン、ファミリーマートで支払うことができます。店内にある情報端末機を操作の上、必ずレジにてお支払いください。（ATM は使用不可。）
・情報端末機の操作手順は、「入学検定料のコンビニ支払方法のご案内」を参照してください。

※入学検定料の払込済みを証明する下記証明を、所定の貼付用紙（入学検定料収納証明書貼付用紙）の貼付欄に貼り付けて出願書類に同封してください。
A .による払込の場合　「支払い完了通知のメールを印刷したもの」
B .による払込の場合　「収納証明書」

※各支払いに係る手数料は、入学志願者本人の負担となります。
※支払後に受取るお客様控え又は支払完了通知メールを印刷したものは、ご自分の控えとして大切に保管してください。
※普通為替や現金では受理できません。
※出願書類を受理した後は、次の場合を除き、いかなる理由があっても払込済の入学検定料は返還いたしません。
・入学検定料を払い込んだが本学大学院に出願しなかった場合、又は出願が受理されなかった場合
・入学検定料を誤って二重に払い込んだ場合
なお返還額は、返還の際に要する手数料が差し引かれた額となります。

Ⅴ 選考方法

１．提出された書類に基づき選考します。書類選考による合格者に対して、口述試験（留学生については、併せて日本語の筆記試験を含む）を行う場合があります。詳細は各専攻ページを参照してください。
２．派遣生及びその他研究能力が十分であると認められる者については、１．の方法によらず選考を行うことがあります。

Ⅵ 選考結果の発表

選考結果は本人宛に通知いたします。
合格発表　春学期：2 月中旬頃　秋学期：7 月中旬頃

Ⅶ 入学手続、入学許可及び入学時に必要な経費

合格者は入学手続き期間（別途通知）内に、入学料および授業料を納入してください。
１．入学の時期　　２０２７年4月 又は ２０２７年１０月
２．入 学 料　　８４，６００円〔現行〕
３．授業料年額（半年）１７８，２００円（1年間）３５６，４００円〔現行〕
入学時及び在学中に入学料、授業料等の納付金額の改定が行われた場合には、改定時から新しい納付金額が適用されます。
入学手続き期間内に入学手続きをしない者に対しては、入学を許可しません。なお、入学手続きは原則として本人が直接来学して行ってください。
４．選考結果通知発送時に、入学手続き書類を送付します。
５．出願時に修了見込みであった者は、入学手続き前に修了証明書を提出してください。
６．大学の学生寮の入居募集は入学前に行います。希望者は早めに確認してください。
申込方法については本学学生支援課ウェブサイトを参照してください。
＜峰沢国際交流会館、大岡インターナショナルレジデンス及び常盤台インターナショナルレジデンス＞
https://www.gakuseisupport.ynu.ac.jp/dormitory/
※学生寮への入寮申込みは本人がおこなう必要があります。
７．奨学金受付については本学学生支援課ウェブサイトを参照してください。
https://www.gakuseisupport.ynu.ac.jp/expense/

Ⅷ 在留資格認定証明書

在留資格認定証明書が必要な場合は、次のように手続きをしてください。本学国際戦略推進機構・グローバル

推進課ウェブサイトも併せてご確認ください。
https://global.ynu.ac.jp/admissions/before_enrolment/
〇合格者が決定され次第、在留資格認定証明書の申請手続きに関する文書をＥメールで「日本国外に在住する合格者」宛に送信しますので、合格者は記載された手続きを行ってください。
〇在留資格認定証明書を受領したら、日本国在外公館でビザの申請を行ってください。

Ⅸ 研究期間の延長

１．研究期間の満了の際、特別の事情があると認められるときは、選考のうえ、１年又は半年の期間で許可されます。ただし秋学期の始めに延長する場合は、当該秋学期の半年のみとします。研究期間の延長を希望する場合は、延長手続きを必ず行ってください。（例年１月と６月に実施）所定の手続期間以外で延長の手続きはできません。
2. 研究生在籍期間は通算して２年を超えることはできません。

Ⅹ 障がい等のある入学志願者の事前相談について

入学を志願する者で、別表に該当する者（出願受付締切後の不慮の事故による負傷者等を含む）は、修学上特別な配慮を必要とすることが起こり得ますので、出願する前に必ず社会科学系大学院学務係へ次の様式により事前に相談してください。なお、別表から判断できない場合については、お尋ねください。

別表

区　　分	身　体　障　が　い　の　程　度
視覚障がい	両眼の視力がおおむね０．３未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障がい	両耳の聴力レベルがおおむね６０デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
肢体不自由	１．肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの ２．肢体不自由の状態が前号にかかげる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病　　弱	１．慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの ２．身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいのため配慮を必要とする者

（様式）Ａ４判縦

年　　月　　日

横浜国立大学長　殿

ふりがな
氏　　名
生年月日
住　　所 〒
電話番号

横浜国立大学に入学を志願したいので、下記のとおり事前に相談します。

記

１．志望する学府･専攻
２．障がい等の種類、程度
３．受験上配慮を希望する事項・内容
４．修学上配慮を希望する事項・内容
５．出身大学在学中にとられていた配慮事項の内容
６．その他　　（添付書類）診断書(原本又は写)又は身体障害者手帳(写)、その他参考資料

ＸＩ　注意事項

１．研究生に関する事務は、横浜国立大学社会科学系大学院学務係で行います。
２．本学府研究生は本学の単位および学位を取得できません。
３．研究生に関する照会は、int.gakumu-all@ynu.ac.jp 宛に電子メールにてお問い合わせください。
４．出願手続後の提出書類、納入済の検定料、入学料及び授業料は、一切返還しません。
５．研究期間として許可される期間は、入学手続き時に納入した授業料分に相当する期間（半年又は１年）とします。

ＸⅡ　個人情報の取り扱いについて

個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」および「国立大学法人横浜国立大学の保有する個人情報の保護に関する規則」に基づいて取り扱います。

（１）　志願者の出願書類に記載された個人情報については、本学府研究生入学者選抜に係る用途の他、以下の目的のために利用します。

① 合格者への連絡業務（福利厚生関係資料や入学後の行事に関する資料の送付）
② 入学後の教務関係（学籍管理、修学指導等）
③ 本学における広報・諸調査・研究（入学者選抜方法及び大学教育改善のための調査・分析を含む）

調査・研究結果を発表する場合は個人が特定できないように処理します。それ以外の目的に個人情報が利用又は提供されることはありません。

（２）　上記（１）の各種業務での利用に当たっては、一部の業務を本学より当該業務の委託を受けた業者（以下「受託業者」という。）において行うことがあります。受託業者には、委託した業務を遂行するために必要となる限度で、知り得た個人情報の全部又は一部を提供します。

XIII　その他

１．いったん提出された書類及び納入金は、一切返還しません。
２．その他不明な点は、窓口に問い合わせてください。

不測の事態が生じた場合における本学からの情報提供について

公共交通機関の乱れや自然災害、人為災害、疫病・感染症の影響などにより、所定の日程による試験実施が困難となるような不測の事態が生じた場合は、以下のウェブサイトにてお知らせします。

なお、これらの不測の事態が生じた場合は、試験日程や入学者選抜方法を変更した上で、入学者の選抜を行うことがあります。

国際社会科学府ウェブサイト　https://www.gsiss.ynu.ac.jp/

横浜国立大学ウェブサイト　https://www.ynu.ac.jp/

ChatGPT をはじめとする生成AI の利用について

横浜国立大学では、学生に対して、ChatGPT などの生成AI に対する注意喚起を行っています。入学試験に関しても、下記の注意事項を踏まえて、必要な提出書類等の作成を行うようお願いします。

なお留学生の皆さんは、下記の他、必要に応じて、各国・地域の方針・法令等も踏まえるようお願いします。

注意事項

生成AI に入力した情報は、AI の学習に利用されたり、意図せず漏洩したりする恐れがあります。また生成AI の出力する情報は、出典が明らかではなく、虚構や、偏った主張、倫理上問題のある表現などが含まれている危険性があります。

出願書類等の作成に当たっては、横浜国立大学の「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を確認し、不正が疑われたり、入学後に学修上のミスマッチが起きたりしないよう、自らの責任において十分に考えたものを提出してください。

＜問い合わせ先＞
横浜国立大学社会科学系大学院学務係
TEL：045-339-3645, 3660
E-mail: int.gakumu-all@ynu.ac.jp

博士課程前期　国際経済法学専攻（出願資格等）

Ⅰ　入学資格 及び 出願資格

（1）入学資格を有する者は次の各号の一に該当する者とします。

ア）学校教育法第８３条に定める大学を卒業した者

イ）学校教育法第１０４条７項の規定により学士の学位を授与された者

ウ）外国において学校教育における１６年の課程を修了した者

エ）前各号に規定する者と同等以上の学力があると認められる者

（注１）上記 エ）の資格により入学しようとする場合は、事前に審査を行う必要がありますので、４月入学者は**２０２６年１１月２４日（火）**までに、１０月入学者は**２０２７年4月２３日（金）まで**に次の書類を社会科学系大学院学務係まで提出してください。

①入学資格認定申請書（別紙１）
②横浜国立大学大学院国際社会科学府博士課程前期国際経済法学専攻研究生入学試験
　出願資格認定審査調書（別紙２）
③最終出身学校の卒業(見込)証明書又は在学期間(見込)証明書（出身大学（在籍大学）作成の原本）
④最終出身学校の成績証明書（出身大学（在籍大学）作成の原本）
⑤研究業績及び実務経験等申告書（別紙３）
⑥研究(希望)計画書(資格審査用)（別紙４）
⑦修学年数調書（別紙５）
⑧返信用封筒１枚（長形３号の封筒に住所氏名を明記し１１０円分の切手を貼付したもの）

入学資格審査の認定結果については、４月入学者は**１２月中旬**頃に、１０月入学者は**５月中旬**頃に本人宛に郵送します。その他入学資格について不明な点は、大学院学務係へ問い合わせてください。

（注２）出願することのできる者は、前記ア)、イ)、ウ）もしくはエ）によって入学資格を有する者、又は、研究生としてとして入学する前までに前記ア)、イ)、ウ）もしくはエ）によって入学資格を有することとなる見込みの者とする。

（2）留学生出願者は、出願をするために、以下のいずれかの条件を満たす必要があります。

ア）日本国際教育支援協会による日本語能力試験（ＪＬＰＴ）のレベルＮ２以上に合格している者。

イ）日本の大学院博士課程前期への入学資格を満たす教育課程を、日本語を主要言語として修了した者、又は本学入学までに修了予定の者。

ウ）上記相当以上の日本語能力を有していると本学府において判断できる者。

※（２）ウ）により語学条件を満たす者については、事前に大学院学務係まで相談してください。

Ⅱ 提出書類

ア **入学願書・受験票(書式１、２)**
　*希望指導教員に同意を得た上で提出すること。

イ 最終出身学校の**成績証明書**
　出身大学（在籍大学）作成の原本を提出すること。コピーは不可（注１を参照)。
　なお、日本語または英語以外で記入された成績証明書については、後日その日本語訳を求めることがあります。

ウ **最終出身学校の卒業・修了(見込)証明書・学位授与証明書（学位取得見込証明書）**
　出身大学（在籍大学）作成の原本を提出すること。コピーは不可。
　なお、日本語または英語以外で記入されたものについては、後日その日本語訳を求めることがあります。
　ただし、外国の大学や大学院を修了した場合で、やむを得ず修了証書のコピーをもって代える場合は、必ず、修了証書原本を事前に受付窓口に提示すること（注１参照)。

注１　外国の証明書のコピーしか提出できない場合は、公的機関で原本証明されたものを提出してください。不明な点は社会科学系大学院学務係に相談してください。

エ 就職している者にあっては、**勤務先の所属長の承諾書**
オ **研究計画書**（書式３）
カ **推薦状**（政府等推薦出願者のみ）
キ **在留カード（両面）の写し**（留学生出願者のみ。在留資格の記載があるもの）
（出願時提出できない者は、出願時にはパスポートを提示し、入学手続き時に提出する）
ク **「Ⅰ　入学資格 及び 出願資格（２）」の条件を満たす根拠となる下記書類いずれか**（留学生出願者のみ）
Ⅰ（２）ア）　日本国際教育支援協会が発行する**「日本語能力試験認定結果及び成績に関する証明書」の原本**（コピー不可）（注１・２参照）
Ⅰ（２）イ）　**主要言語が日本語であることを最終出身大学が公的に証明した書類**（注２参照）
注１「日本語能力認定書」、「日本語能力試験合否結果通知書」の提出は認めません。
注２　学校教育法第８３条に定める日本の大学で学士または修士の学位を取得している場合に、卒業(見込)証明書や修了(見込)証明書が提出されれば「日本語能力試験の結果」または「主要言語が日本語であることを最終出身大学が公的に証明した書類」の提出は必要ありません。
Ⅰ（２）ウ）により語学条件を満たす者については、事前に大学院学務係まで相談してください。
ケ **返信用封筒**（角形２号の封筒に住所，氏名を明記し３９０円（特定記録料金）の切手を貼ったもの）
コ **検定料、書式４に払込済みの「収納証明書」または「支払い完了通知のメールを印刷したもの」を貼ったもの**
サ その他、大学が必要と認める書類